（銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の三第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の九第一項第一号イ及びハ(1)に規定する格付を指定する件の一部改正）

第一　銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の三第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の九第一項第一号イ及びハ(1)に規定する格付を指定する件（平成十三年金融庁財務省告示第六号）の一部を次のように改正する。

前文中「第二十条の三第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の九第一項第一号イ及びハ(1)」を「第二十条の五第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の二十三第一項第一号イ」に改める。

（銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号ハ、第二十条の三第一項第一号ハ、第二十条の六第一項第一号ハ及び第二十条の九第一項第一号ハの規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を指定する件の一部改正）

第二　銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号ハ、第二十条の三第一項第一号ハ、第二十条の六第一項第一号ハ及び第二十条の九第一項第一号ハの規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を指定する件（平成十五年金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

前文中「第二十条の三第一項第一号ハ、第二十条の六第一項第一号ハ及び第二十条の九第一項第一号ハ」を「第二十条の五第一項第一号ハ、第二十条の十第一項第一号ハ及び第二十条の十六第一項第一号ハ」に改める。

○財務省告示第二百二十二号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令（平成二十一年財務省令第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を次のように定める。

平成二十一年七月三日

財務大臣　与謝野　馨

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　告示　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。

二　標準的手法　告示第一条第八号に規定する方法（ただし、次に掲げる事項は適用しない。）により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

イ　告示第六十七条第二項に規定する届出

ロ　告示第八十二条に規定する開示

三　基本的項目　次に掲げる額の合計額をいう。

イ　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（以下「法」という。）附則第二条の二の規定により政府が株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に出資した額の累計額

ロ　法附則第二条の四第二項の規定により政府が株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令（以下「計算省令」という。）第三条第一項に規定する計算方法を踏まえて償還をした国債の額の累計額

四　控除項目　告示第八条第一項第六号に規定する控除項目の額（告示第二百四十七条第一項第一号に規定する自己資本控除とされる証券化エクスポージャーの算出の対象を償却前のエクスポージャーを含むものとし、かつ、告示第二百四十七条第二項は適用しない。）のうち危機対応業務に係る額をいう。

五　危機対応業務　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。

（必要となる資本の額の計算方法）

第二条　計算省令第三条第一項に規定する必要となる資本の額は、計算省令第一条に規定する期間の末日における信用リスク・アセットの額の合計額に百分の八を乗じて得た額、オペレーショナル・リスク相当額及び控除項目の合計額から基本的項目を控除した額とする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第三条　前条の信用リスク・アセットの額（信用リスク・アセットの額の算出の対象を償却前のエクスポージャーを含み、かつ、危機対応業務に係る資産等に限るものとし、リスク・ウェイトを株式会社日本政策金融公庫法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等が行われたときの値とする。）の合計額は、標準的手法により算出するものとする。

2　前項の算出において、告示第十条第二項第一号に規定する個別貸倒引当金に相当する額は、算出を要することとする。

3　第一項の算出において、告示第一条第九号に規定する株式等エクスポージャー（以下「株式等エクスポージャー」という。）のうち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第一項に規定する出資に係る信用リスク・アセットの額の合計額は、第一条第二号の規定にかかわらず、株式等エクスポージャーの額に、告示第百六十六条第四項に掲げる上場株式の場合に用いるリスク・ウェイトの値を乗じて得た額の二倍に相当する額とする。

（オペレーショナル・リスク相当額）

第四条　第二条のオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、計算省令第一条に規定する期間の末日における危機対応業務に係る資産の額の合計額を、同日における会社全体の業務に係る資産の額の合計額で除した額に、告示第三百四条により算出した額を乗じた額とする。

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成20年度の平成21年4月末における国庫歳入歳出の状況は、次のとおりである。

平成21年7月3日

財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合 %
租税及印紙収入	46,429,000,000	2,651,306,491	28,330,360,953	30,981,667,444	△15,447,332,555	66.7
租税	45,341,000,000	2,578,799,217	27,433,928,242	30,012,727,460	△15,328,272,539	66.1
所得税	15,523,000,000	633,232,509	11,496,369,268	12,129,601,778	△3,393,398,221	78.1
法人税	11,159,000,000	427,158,249	5,497,332,815	5,924,491,065	△5,234,508,934	53.0
相続税	1,550,000,000	116,386,247	984,331,472	1,100,717,719	△449,282,280	71.0
消費税	10,254,000,000	946,782,686	5,280,553,017	6,227,335,704	△4,026,664,295	60.7
酒税	1,468,000,000	119,682,875	908,879,748	1,028,562,623	△439,437,376	70.0
たばこ税	894,000,000	65,964,176	608,908,307	674,872,484	△219,127,515	75.4
揮発油税	1,857,000,000	75,143,738	935,320,340	1,010,464,079	△846,535,920	54.4
石油ガス税	14,000,000	1,093,480	8,531,806	9,625,286	△4,374,713	68.7
航空機燃料税	89,000,000	7,136,177	57,846,082	64,982,259	△24,017,740	73.0
石油石炭税	521,000,000	41,240,596	298,914,060	340,154,656	△180,845,343	65.2
電源開発促進税	348,000,000	27,101,939	229,676,719	256,778,659	△91,221,340	73.7
自動車重量税	715,000,000	52,552,387	464,106,494	516,658,881	△198,341,118	72.2